

平成25年10月30日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
農林水産大臣 林 芳正 様
内閣府特命担当大臣 森 雅子 様

一般社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本 智子

牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要請

国内BSE検査は今年7月に、30か月齢超から48か月齢超に緩和されました。これに合わせ、全頭検査を続けてきた北海道など多くの自治体が全頭検査をやめ、48か月齢超に大きく後退しました。牛肉の安全性は全頭検査が大きく貢献してきたはずですが、BSEについては未解明の部分も多く、緩和によって不安を感じる消費者は少なくないところから、次のことを要請します。

記

1. 国のBSE検査は今年4月、8年近く続いた20か月齢超から30か月齢超に引き上げられ、さらに3か月後の7月に48か月齢超となりました。独自に全頭検査を継続してきた自治体が、国の緩和に合わせて同7月に全頭検査をやめ、国と同じ48か月齢超に緩和しました。めまぐるしく変わる検査体制では食の安全・安心も国民の信頼も得られません。検査体制を厳しく見直し、少なくともこれ以上の緩和はしないこと。
2. BSEは非定型BSEについて十分な検討がなされないまま、48か月齢超まで緩和されました。非定型BSEは、原因とされる異常プリオンのたまる部位が定型BSEとは異なり、脳の前部や可食部の筋肉にとどまることなど、徐々に解明されてきています。国において調査・研究を積極的に進め、逐次国民に周知し、必要に応じて直ちに対策を講ずること。
3. BSEの原因とされる牛肉骨粉を肥料に利用することが今年4月、食品安全委員会で認められました。牛肉骨粉の肥料利用は平成13年に牛用の飼料への流用・誤用の恐れから停止されたものです。それを一定の管理措置を講じた上で再び認めようとするものですが、牧草地で牛が間違えて食べる不安は変わらず、牛肉骨粉の肥料への利用は断じて認めないこと。